

## 「平成30年度 小さな拠点の形成に関する実態調査」の調査概要及び調査要領

## 1. 調査概要

## (1) 本調査の対象とする小さな拠点

「小さな拠点」については、明確な定義はありませんが、本調査においては、以下の概念に該当する施設や場所（地区・エリア）を調査対象とします。必ずしも「小さな拠点」として明確に位置付けを与えていない場合でも、「小さな拠点」の概念に該当する場合は、本調査の対象とします。

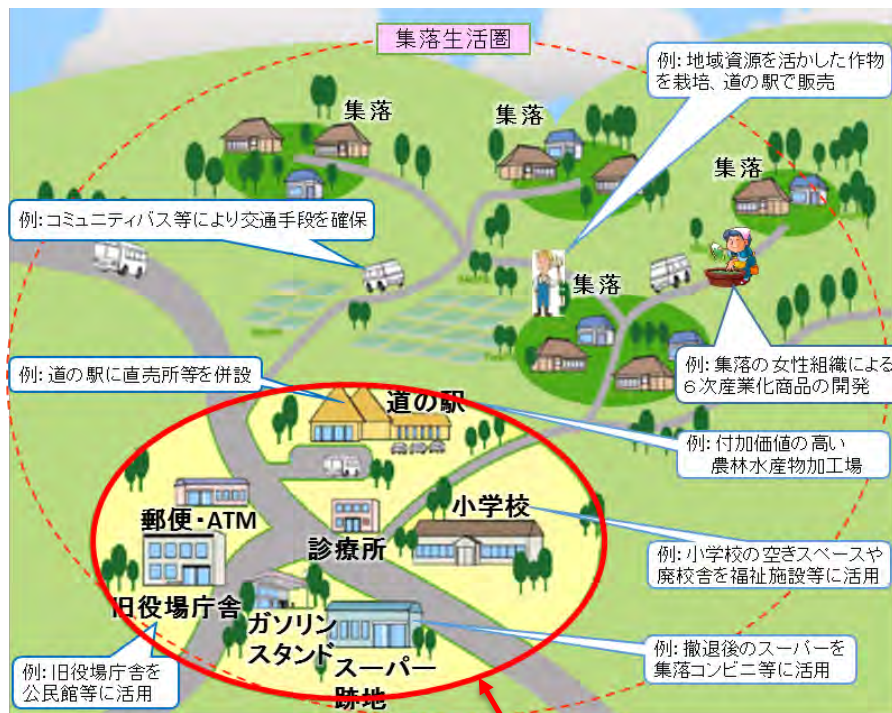
## 【本調査の対象とする「小さな拠点」】

市街化区域を除く、中山間地域等において、地域住民の生活に必要な生活サービス機能（医療・介護・福祉、買い物、公共交通、物流、燃料供給、教育等）やコミュニティ機能を維持・確保するため、旧町村の区域や小学校区等の集落生活圏<sup>※</sup>において、生活サービス機能や地域活動の拠点施設が一定程度集積・確保している施設や場所・地区・エリア

※集落生活圏：単一又は複数の集落及び周辺農用地等で構成された自然的社会的諸条件からみて一体的な日常生活圏を構成している圏域。なお、基本的に、集落生活圏に一つの「小さな拠点」となります。

(注) 本調査では、都市計画法の市街化区域に指定されている区域に立地する拠点は対象としておりません。

〔小さな拠点の概念図〕



小さな拠点

### 【調査対象とする小さな拠点の具体イメージ】

本調査の対象とする「小さな拠点」については、例えば、以下のような地区や施設です。あくまで例示ですので、これ以外の場合も前ページの内容に該当すれば、本調査の対象としてください。

- ・旧町役場周辺に、旧役場庁舎を活用した支所や地域交流センター、小学校、郵便局、商店、バス停等が歩いて回れる程度の範囲に従来から集積しており、引き続き、地域（集落生活圏）の中心拠点として機能している地区（エリア）【従来から機能・施設が集積しているエリア】
- ・廃校となった小学校校舎を活用し、旧校舎を改修して、地域住民の活動拠点センターや小規模売店を新たに設置するとともに、近隣にあった老朽化した診療所や老人福祉センターを移設集約した施設【既存施設を活用し、機能を集約した施設】
- ・新たに道の駅を整備し、道の駅を中心施設として、今後、地域内の生活機能や交流機能の拠点として整備を図っていく地区（エリア）【新規に整備するエリア】

※必ずしも新規に施設を整備する場合や施設を移転・集約する場合を対象とするものではなく、従来からある集落の中心機能を維持していくことも小さな拠点の対象となります。また、「小さな拠点」という名称を使用している必要はありませんので、本調査で示している小さな拠点の概念に該当する場合は、幅広く調査への回答をご検討ください。

※本調査の対象とする小さな拠点は、中山間地域や農村部を主に対象と考えており、明確な定義はありませんが、特に都市部や市街地（都市計画法の市街化区域）における機能が集積しているエリアや施設は対象としません。

### （2）調査主体

本調査は、内閣府地方創生推進事務局が実施する調査です。調査に当たっては、都道府県を通じて実施します。

## 2. 調査要領

### <留意事項>

- ・平成30年5月末時点の状況についてご回答ください。
- ・回答様式：調査票（エクセルファイル）に、本調査要領に記載されている事項をご回答ください。昨年調査票から内容を一部修正しておりますので、ご注意ください。昨年5月に実施した調査回答を参考にご回答ください（昨年の回答データを送付いたします）。
- ・エクセルファイルのセルの分割や列の挿入等はお控えください（【様式3】を除く）。
- ・調査票（エクセルファイル）は、【様式1】、【様式2】、【様式3】、【様式4】にシートが分かれていますのでご注意ください。問①については【様式1】に、問②、④については【様式2】に記入してください。また、地域運営組織が複数ある場合、問②-10に関する2つめ以降の地域運営組織の回答は、【様式3】を使用してください。問③小さな拠点税制の活用意向について該当がある場合は【様式4】にご回答ください。
- ・詳細の確認のため、ご回答いただいた内容について問合せをさせていただく場合もあります。
- ・回答については、関係府省内で共有させていただきます。
- ・公表が可能な箇所については、以下の<公表予定の項目>について、「全国小さな拠点リスト」として内閣府ホームページ等で公表させていただく予定です。
- ・回答内容によって、小さな拠点の概念に該当しないと判断される箇所については、集計から除外させていただく場合もあります。
- ・場合によっては、追加調査をさせていただくことがございますので、ご了承ください。

### <前回調査からの変更点>

- (1) 問①-3：小さな拠点の形成にかかる意見（自由記述）を追加
- (2) 問①-4：小さな拠点税制の活用について（選択式）を追加
- (3) 問①-5：地域再生土地利用計画の作成について（選択式）を追加
- (4) 問②-3：対象範囲
  - ・範囲の選択肢を変更
  - ・対象範囲（集落生活圏）の「高齢化率」の項目を追加
- (5) 問②-7：今後整備予定の拠点施設
  - ・「施設分類・名称等」の項目を「施設分類・施設概要」に変更
  - ・「整備時期」の回答の選択肢の年次を変更
- (6) 問②-8：交通ネットワーク
  - ・「都市部」として想定した場所にある具体的な施設名称の記入を追加
  - ・公共交通の「種類」に関する回答方法とリストの変更
  - ・「都市部までのクルマの所要時間の項目」を追加
  - ・「小さな拠点と最も遠い集落までのクルマでの所要時間」の項目を追加
- (7) 問②-9：地域運営組織、問②-10：地域運営組織の取組状況
  - ・地域運営組織が複数ある場合を想定し、【様式3】を作成。
  - ・「地域運営組織が無い場合の地域の合意形成」に関する項目を追加
  - ・「地方公共団体の認定・指定状況」の項目を追加
  - ・「地域再生推進法人の該当」の項目を追加

- ・主な地域運営組織の活動内容を自由記述から選択式に変更し、活動頻度を追加
- ・「地域住民の参加率」の項目を追加
- ・「主な財源及び割合」の項目を追加
- ・「取組の進捗状況」の項目を追加
- ・「小さな拠点で活動する地域運営組織について（地域運営組織が複数あると回答した場合のみ）」に関する項目を追加

(8) 問③：小さな拠点税制の活用意向について調査項目を追加し、【様式4】を作成。

(9) 問④：その他

- ・「住民の生活利便性の維持・向上への寄与」の項目を追加
- ・「行政コストの削減・効率化への寄与」の項目を追加

#### <公表予定の項目>

・【様式2】の回答内容

➤ 問②-1 基礎情報

- ・都道府県、市町村

➤ 問②-2

- ・小さな拠点の名称又は所在地区名
- ・既存 or 新規予定

➤ 問②-3 対象範囲（集落生活圏）

- ・範囲、人口

➤ 問②-5 市町村計画への位置付け

- ・市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）への位置付け

➤ 問②-9 地域運営組織

- ・主な地域運営組織の名称
- ・主な地域運営組織の法人格
- ・主な地域運営組織の活動内容

➤ 問④：その他

- ・関連ホームページ

【様式4】の回答内容

➤ 問③ 小さな拠点税制の活用意向について

- ・都道府県、市町村
- ・事業内容、スケジュール
- ・会社名、活動地区、設立年月日
- ・出資時期、出資総額、発行株数、個人からの出資総額、出資する個人の数

#### <その他>

○ 前回調査からの変更：それぞれの状況に応じ、リストから選択してください。前回調査時の回答に変更がある場合は「②変更あり」を選択し、変更項目を赤字で記載してください。新しく追加された項目や質問内容や選択肢が変更した項目については、赤字にする必要はありません。

○ 関連ホームページ：小さな拠点や主な地域運営組織について、関連ホームページがある場合はそのURLを記入してください。

問①：〔対象：すべての市区町村〕

貴市区町村の小さな拠点の形成状況について、以下の設問にお答えください  
回答は、調査票の【様式1】に記入してください

・問①-1：現在、小さな拠点を形成しているか（選択式）

現在、貴市区町村内で既に「小さな拠点」が形成されていれば、「①あり」を選択、  
形成されていない場合は「②なし」を選択してください。

「①あり」を選択した場合は、「小さな拠点」の数を記入してください。

・問①-2：今後、小さな拠点を形成する予定、取組があるか（選択式）

今後、貴市区町村内で「小さな拠点」を形成する予定があれば、「①あり」を選択、  
形成する予定がない場合は「②なし」を選択してください。

「①あり」を選択した場合は、今後形成予定の「小さな拠点」の数を記入してください。

・問①-3：小さな拠点の形成にかかる意見（自由記述）

※問①-1及び問①-2のいずれも「②なし」と回答された市区町村のみお答えください。

小さな拠点を形成する予定がないと考える理由について意見をお聞かせください。

例) 都市部のみを抱えており中山間地域や農村部等がなく「小さな拠点」の必要性が  
ないため、地域住民の理解が得られないため 等

・問①-4：小さな拠点税制の活用について（選択式）

※問①-1及び問①-2のいずれかで「①あり」と回答された市区町村のみお答えください。

貴市区町村における「小さな拠点税制」の今後の活用可能性について、下記の選択肢から1つ  
を選択してください。

- ①活用を検討している
- ②活用する可能性はある
- ③活用の予定はない
- ④わからない

※①「活用を検討している」又は②「活用する可能性はある」を選択された市区町村は、  
可能な範囲で、問④について【様式4】にご回答ください。

・問①-5：地域再生土地利用計画の作成について（選択式）

※問①-1及び問①-2のいずれかで「①あり」と回答された市区町村のみお答えください。

貴市区町村における「地域再生土地利用計画」の今後の作成可能性について、下記の選択肢か  
ら1つを選択してください。

- ①作成を検討している
- ②作成する可能性はある
- ③作成の予定はない
- ④わからない

問②：〔対象：問①で「小さな拠点」の形成が有または予定ありと回答した市区町村〕

「小さな拠点」の状況等について、「小さな拠点」ごとに以下の設問にお答えください。

回答は、調査票の【様式2】に記入してください

・問②-1：基礎情報

市区町村コード（直接入力）

：総務省のホームページ「<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>」に掲載されていますので、ご参照ください。

公表の可否（選択式）

：【様式2】に回答する、小さな拠点に関する情報の公表可否について、以下のリストから選択してください。

- ①公表可
- ②公表不可

前回調査からの変更（選択式）

：前回調査時と比較した現在の状況について、以下のリストから選択してください。

- ①変更なし ※前回と同一の質問部分のみ（今回の追加質問等への回答分を除く）。
- ②変更あり ※前回と同一の質問部分のみ（今回の追加質問等への回答分を除く）。
- ③追加 ※前回調査時に回答していない小さな拠点を追加した場合。
- ④削除 ※前回調査時に回答した小さな拠点を削除した場合（前回回答した小さな拠点の名称又は所在地区名（問②-2の冒頭）のみ記入してください）。

都道府県（選択式）

：小さな拠点が所在する都道府県名をリストから選択してください。

市町村（直接入力）

：小さな拠点が所在する市町村名を記入してください。

・問②-2：小さな拠点の名称又は所在地区名（直接入力）

：小さな拠点に名称があれば名称を、名称がなければ、小さな拠点が形成されている（又は形成予定）の所在場所の地区名・集落名を記入してください。

住所（直接入力）

：小さな拠点の所在場所の住所を、市町村名から記入してください。なお、特定の一施設ではなく、エリアを指す場合には、町丁目や大字までの記入で構いません。

既存 or 新規予定（選択式）

：小さな拠点が既に形成されていれば、「①既存」を、今後形成する予定（又は市町村の計画等で小さな拠点として位置付ける場合等も含む）であれば、「②新規予定」を選択してください。

・問②－3：対象範囲（集落生活圏）

範囲（選択式）

：小さな拠点の対象とする日常生活圏である集落生活圏の範囲について、最もあてはまるものを以下のリストから一つ選択してください。

- ①中学校区より広い
- ②中学校区
- ③旧中学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア）
- ④小学校区
- ⑤旧小学校区（平成の大合併以後の統廃合の直前まで中学校区があったエリア）
- ⑥小学校区（又は旧小学校区）より狭い
- ⑦中学校区（上記②）及び小学校区（上記④）と概ね一致
- ⑧その他 ※その他の場合は具体的に記述してください。

集落数（半角数字を直接入力）

：集落生活圏に存在する集落の数を記入してください。（正確に特定できない場合は、概数で構いません）

人口（半角数字を直接入力）

：集落生活圏の人口を記入してください。市町村が把握している最新の人口を記入し、正確に特定できない場合は、概数で構いません。

高齢化率（選択式）

：集落生活圏の高齢化率を、以下のリストから選択してください。

- ①90%以上、②90～80%程度、③80～70%程度、④70～60%程度、⑤60～50%程度、⑥50～40%程度、⑦40～30%程度、⑧30～20%程度、⑨20～10%程度、⑩10%未満、⑪不明

・問②－4：法律上の地域区分

小さな拠点の所在場所について、以下の中から該当する場合に、○を選択してください。複数該当する場合もあれば、いずれも該当しない場合もあります。

- ①都市計画区域のうち市街化調整区域
- ②非線引き都市計画区域のうち用途地域指定区域
- ③非線引き都市計画区域のうち用途地域非指定区域
- ④農業振興地域（農用地区域に指定されている場合も含む）

非線引き都市計画区域とは、市街化区域・市街化調整区域が設定されていない都市計画区域をいいます。

・問②－５：市町村計画への位置付け

地域再生計画への位置付け（選択式）

：小さな拠点について、地域再生法に基づく地域再生計画に何らかの位置付けがあるかについて、以下のリストから選択してください。

- ①位置付けあり（既に地域再生計画を作成し、大臣認定を受けている場合）
- ②今後、策定予定
- ③なし

地域再生計画の内容（選択式）

：地域再生計画に①位置付けあり、又は②今後、策定予定を選択した場合、当該地域再生計画において、小さな拠点について、どのような特例措置を位置付けたか（位置付ける予定か）をリストから選択してください。

- ①地方創生交付金の活用（地方創生加速化交付金（H27年度補正予算）、地方創生推進交付金（H28、H29年度当初予算）、地方創生拠点整備交付金（H28年度補正予算）等の活用）
- ②地域再生土地利用計画の策定（地域再生法第17条の7）
- ③自家用有償旅客運送者による少量貨物輸送の活用（地域再生法第17条の13）
- ④小さな拠点税制の活用（地域再生法第16条）
- ⑤その他

市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）への位置付け（選択式）

：小さな拠点について、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（地方版総合戦略）へ位置づけている場合、○を選択してください。「小さな拠点」という言葉を使用していなくとも、本調査の対象としている小さな拠点と同様のエリア等に関する記述がある場合には、○を選択して下さい。

市町村計画への位置付け（地域再生計画、地方版総合戦略以外）（直接入力）

：小さな拠点について、地域再生計画及び地方版総合戦略以外の市町村計画へ位置づけている場合、その計画名称を記入してください。「小さな拠点」という言葉を使用していなくとも、本調査の対象としている小さな拠点と同様のエリア等に関する記述がある計画も含まれます。



・問②－6：現在ある主な拠点施設

小さな拠点のエリア内に現在ある施設について、以下のリストに該当する施設がある場合、○を入力してください。以下のリストにない施設がある場合には、「x その他既存施設・備考」欄に記入してください。（複数回答可）

- a 市役所・町村役場の本庁
- b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口
- c 公民館（分館も含む）（社会教育法上の公民館）
- d 地域交流センター等地区住民の活動拠点施設（公民館以外で、集落生活圏のエリア全体を対象とした住民の交流や活動拠点施設（事務所機能や集会機能を持つ施設）。町内会館や自治会の集会所等は含まない。）
- e 郵便局（簡易郵便局も含む）
- f 農協
- g 銀行、信用金庫等金融機関（郵便局、農協除く）
- h ATM（郵便局や農協等の他の施設に併設している場合も含む）
- i 保育所・幼稚園（認定こども園も含む）
- j 小学校
- k 中学校
- l 高等学校
- m 運動施設（運動場、体育館等）、公園、広場（運動施設については学校の施設は除く）
- n 医療施設（病院、診療所等）
- o 高齢者福祉施設、地域包括支援センター
- p ガソリンスタンド（自動車に揮発油を給油するための施設（給油所）。灯油のみを販売する店舗は含まない。）
- q 食料品・日用品販売店（スーパー、コンビニ、個人商店等）
- r 飲食店（食堂、レストラン、喫茶店等）
- s 道の駅
- t 物産・観光施設（道の駅以外）
- u 宿泊施設（旅館業法上の宿泊施設）
- v 鉄道駅
- w バス停留所（民営・公営の路線バスや、コミュニティバスの乗降所。自由乗降の場合も、小さな拠点が運行路線に含まれ、乗降可能であれば含む。）※1つの施設に複数の機能がある場合は、それぞれ該当する施設（機能）に○をつけてください。

例：支所に公民館、農協、ATMが併設している場合は、「b 市役所・町村役場の支所・出張所、行政窓口」、「f 農協」、「h ATM（上記の施設に併設している場合も含む）」に○をつける。

・問②-7：今後整備予定の拠点施設

施設分類・施設概要（直接入力）

：今後、小さな拠点（予定を含む）において、拠点施設の整備を予定している場合は、主な施設を3つまで、施設分類及び施設概要を記入してください。施設分類は、問②-6のa～xの選択肢から記号を記入してください。

施設概要記入例：小学校廃校跡を活用し住民活動拠点・小規模商店等を整備予定、古民家を改修した農産物加工施設 等

整備時期（選択式）

：拠点施設の整備を予定している場合、整備時期（施設の完成時期）について、以下のリストから選択してください。

- ①H31.3まで
- ②H32.3まで
- ③H33.3まで
- ④H34.3まで
- ⑤H34.4以降
- ⑥未定（構想段階等）

・問②-8：交通ネットワーク

都市部と小さな拠点を結ぶ公共交通の有無（選択式）

：公共交通について、都市部（市役所や主要駅など都市機能が一定程度集積している地域）と小さな拠点を結ぶ路線の有無を、以下のリストから選択してください。また、本問で「都市部」として想定した場所にある具体的な施設名称を併せてお答えください。

（例：〇〇市役所、〇〇駅、〇〇商店街、〇〇ビルなど）

- ①あり
- ②なし（今後開設予定）
- ③なし（予定もなし）

種類

：公共交通がある場合、以下のリストから該当する種類の欄に、○を記入してください。以下のリストにない場合は「h. その他・備考欄」に記入してください（複数回答可）。

- a. 鉄道・軌道
- b. 民営路線バス（一般乗合）（コミュニティバス含む）
- c. 公営路線バス（一般乗合）（コミュニティバス含む）
- d. 乗合タクシー
- e. 自家用有償旅客運送（市町村主体）
- f. 自家用有償旅客運送（地域住民・地域運営組織等主体）
- g. 地域住民による無償運送【注】
- h. その他・備考

【注】国土交通省自動車局通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日国自旅第338号）の「1道路運送法上の許可又は登録を要

しない運送の態様についての考え方」に例示されているケースに該当するもの（例えば、利用者から金銭的な対価を受けない、実費相当分のみを収受するなどのケース）

都市部までのクルマでの所要時間（選択式）

：小さな拠点から都市部までのクルマでの所要時間（片道）を以下のリストから選択してください。

- ①5分未満
- ②5～10分程度
- ③10～30分程度
- ④30分～1時間程度
- ⑤1～1.5時間程度
- ⑥1.5～2時間程度
- ⑦2時間以上

小さな拠点と周辺集落を結ぶ公共交通の有無（選択式）

：公共交通について、小さな拠点と周辺集落を結ぶ路線の有無を、以下のリストから選択してください。

- ①あり
- ②なし（今後開設予定）
- ③なし（予定もなし）

種類（選択式）

：公共交通がある場合、以下のリストから該当する種類の欄に、○を記入してください。以下のリストにない場合は「h. その他・備考欄」に記入してください（複数回答可）。

- a. 鉄道・軌道
- b. 民営路線バス（一般乗合）（コミュニティバス含む）
- c. 公営路線バス（一般乗合）（コミュニティバス含む）
- d. 乗合タクシー
- e. 自家用有償旅客運送（市町村主体）
- f. 自家用有償旅客運送（地域住民・地域運営組織等主体）
- g. 地域住民による無償運送【注】
- h. その他・備考

【注】国土交通省自動車局通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日国自旅第338号）の「1道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方」に例示されているケースに該当するもの（例えば、利用者から金銭的な対価を受けない、実費相当分のみを収受するなどのケース）

小さな拠点と最も遠い集落までのクルマでの所要時間（選択式）

：小さな拠点とその集落生活圏に属する最も遠い集落までのおおよその所要時間を以下のリストから選択してください。

- ①5分未満
- ②5～10分程度
- ③10～30分程度
- ④30分～1時間程度
- ⑤1～1.5時間程度
- ⑥1.5～2時間程度
- ⑦2時間以上

小さな拠点の交通結節機能の有無（選択式）

：公共交通がある場合、小さな拠点エリア内の交通結節機能について、以下のリストから選択してください。また、乗継ぎありとは、小さな拠点においてバスからバス、バスから乗合タクシー等への乗継ぎができる場合をいいます。なお、乗継ぎ施設的具体例としては、バスシェルターや待合所等が挙げられます。

- ①小さな拠点における乗継ぎあり（乗継ぎ施設あり）
- ②小さな拠点における乗継ぎあり（乗継ぎ施設なし）
- ③小さな拠点における乗継ぎなし

地域公共交通網形成計画の作成実績（選択式）

地域公共交通網形成計画とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条に基づく計画です。

：小さな拠点を結ぶ公共交通を含んだ地域公共交通網形成計画について、以下のリストから選択してください。

- ①作成済
- ②作成なし（予定あり）
- ③作成なし（予定なし）

・問②－9：地域運営組織

地域運営組織とは、集落生活圏において課題解決に持続的に取り組む住民組織（法人格のない任意団体含む）をいいます。

地域運営組織の有無（選択式）

：小さな拠点の対象とする日常生活圏である集落生活圏の範囲において、地域運営組織の有無を以下のリストから選択してください。

- ①あり（複数）
- ②あり（単独）
- ③なし

地域運営組織が無い場合の地域の合意形成（選択式）

※地域運営組織を「③なし」と回答した場合のみお答えください。

：地域による集落生活圏の将来像の形成の進捗状況を以下のリストから選択してください。

- ①進んでいる
- ②進んでいない

・問②-10：地域運営組織の取組状況

※地域運営組織が複数ある場合は、最も代表的な地域運営組織の回答を【様式2】に、それ以外の地域運営組織の回答を【様式3】に記入してください。

地域運営組織がない場合は、回答不要です。

地域運営組織の名称（直接入力）

：地域運営組織の名称を記入してください。

地域運営組織の法人格（選択式）

：上記で記入した地域運営組織の法人格について、以下のリストから選択してください。

- ①法人格のない任意団体
- ②NPO法人（認定NPO除く）
- ③認定NPO法人
- ④一般社団法人
- ⑤公益社団法人
- ⑥認可地縁団体（地方自治法に基づく）
- ⑦社会福祉法人
- ⑧株式会社
- ⑨合同会社
- ⑩その他の法人格

地方公共団体の認定・指定状況

：地方公共団体が独自の条例、ガイドライン等により指定・認定し、団体に何らかのインセンティブを付与している場合は○を記入してください。

地域再生推進法人の該当

：地域再生法に基づき地方公共団体が指定している団体である場合は○を記入してください。

地域運営組織の活動内容及び活動頻度（選択式・直接入力）

：上記で記入した地域運営組織の活動内容について、下記リストから主なものを3つまで選択し、番号を記入してください。また、選択した活動内容の頻度を下記リストから選択してください。

【活動内容】

- ①市役所の窓口代行
- ②公的施設の維持管理（指定管理など）
- ③コミュニティバスの運行、その他外出支援サービス
- ④送迎サービス（学校、病院、その他高齢者福祉施設）
- ⑤雪かき・雪下ろし
- ⑥家事支援（清掃や庭木の剪定など）
- ⑦弁当配達・給配色サービス
- ⑧買い物支援（配達、地域商店の運営、移動販売など）
- ⑨声かけ、見守りサービス
- ⑩高齢者交流サービス
- ⑪保育サービス・一時預かり
- ⑫体験交流事業
- ⑬名産品・特産品の加工・販売（直売所の設置・運営など）
- ⑭空き家や里山などの維持・管理
- ⑮防災訓練・研修
- ⑯祭り・運動会・音楽会などの運営
- ⑰地域の調査・研究・学習
- ⑱広報誌の作成・発行
- ⑲その他

【活動頻度】

- a ほぼ毎日
- b 週1回程度
- c 月1回程度
- d 年1回程度
- e それ以下

地域住民の参加率（選択式）

：上記で記入した地域運営組織の地域住民のおおよその参加率（メンバー、出資者、会員等運営に関わる者として）を以下のリストから選択してください。

- ①90%以上、②90～80%程度、③80～70%程度、④70～60%程度、⑤60～50%程度、⑥50～40%程度、⑦40～30%程度、⑧30～20%程度、⑨20～10%程度、⑩10%未満、⑪不明

### 主な財源（選択式）

：主な財源の上位3つを以下のリストから選択し、それぞれが地域運営組織の財源に占めるおおよその割合を以下のリストから選択してください。

#### 【財源】

- ① 構成員からの会費
- ② 構成員からの寄附金
- ③ 外部からの寄付金
- ④ 市区町村からの補助金等
- ⑤ 国・都道府県等からの補助金等
- ⑥ 民間団体からの補助金
- ⑦ 公的施設の指定管理料
- ⑧ 市区町村からの受託事業収入
- ⑨ 国・都道府県からの受託事業収入
- ⑩ 利用者からの利用料（生活支援サービスの対価）
- ⑪ 収益事業の収益
- ⑫ 資産運用益（預金金利、配当など）
- ⑬ その他

#### 【割合】

- a 90%以上、b 90～80%程度、c 80～70%程度、d 70～60%程度、e 60～50%程度、  
f 50～40%程度、g 40～30%程度、h 30～20%程度、i 20～10%程度、j 10%未満  
k 不明

### 取組の進捗状況（選択式）

：地域運営組織の取組状況について、以下のリストから選択してください。

- ① 地域の課題解決のための持続的な取組体制の確立（地域運営組織の形成）
- ② 地域で暮らしていける生活サービスの維持・確保
- ③ 地域における仕事・収入の確保

※小さな拠点で活動する地域運営組織について（地域運営組織が複数あると回答した場合のみは【様式2】に以下の2項目も回答ください）

### それぞれの役割（自由記述）

：（例）〇〇地区まちづくり協議会は・協議組織として・・・を担当し、株式会社〇〇は実行組織・・・を担当。

### 連携における工夫点（自由記述）

：（例） 〇〇地区まちづくり協議会の理事のうち3名が株式会社〇〇の取締役を兼務。

問③：〔対象：問①-4で、小さな拠点税制の活用について ①「活用を検討している」又は②「活用する可能性はある」と回答した市区町村〕

小さな拠点税制の活用を予定している具体的な内容について以下の設問にお答えください  
回答は、調査票の【様式4】に記入してください

・問③-1：基礎情報

HP等での公表可否（公表前に再度確認します）

※プルダウンより選択

※公表する項目は、最大で③-1（都道府県、市町村）、③-2（事業概要）、③-3（会社名、活動地区、設立年月日）、③-4（出資時期、出資総額、発行株数、個人からの出資総額、出資する個人の数）

都道府県、市町村

所在地を記入してください。

・問③-2：事業概要

事業内容

小さな拠点の形成に向け株式会社が実施予定の事業内容を記入ください。

スケジュール

今後予定しているスケジュールを記入してください。

・問③-3：会社情報

会社名、活動地区、活動地区の人口、設立年月日、現在の資本金、発行済株式数  
現在の株主構成、現在の従業員数

上記項目について可能な範囲で会社情報について記入してください。

・問③-4：出資に関する情報

出資時期、出資総額、発行株数、一株あたりの金額、個人からの出資総額、  
出資する個人の数、出資金の主な用途、出資後に雇用する従業員数

上記項目について可能な範囲で会社情報について記入してください。

・問③-5：増資に関する情報

増資予定額（株式数）、出資する個人の数、増資予定時期、出資金の主な用途、  
雇用する従業員数

上記項目について可能な範囲で会社情報について記入してください。

・問③-6：その他（自由記述）

内閣府への個別相談

本税制の活用に当って、内閣府に対し、メール等による個別相談を希望する場合は、  
○を選択してください。

自由記述欄

本税制の活用にあたってのご質問等があれば記入してください。



・問④：その他

各「小さな拠点」の補足情報について、以下の設問にお答えください  
※回答は、調査票の【様式2】に記入してください

住民の生活利便性の維持・向上への寄与（選択式）

：小さな拠点や地域運営組織の形成が、住民の生活利便性の維持・向上に対してどの程度寄与しているか、以下のリストから選択してください。

- ①大いに寄与している
- ②やや寄与している
- ③あまり寄与していない
- ④まったく寄与していない
- ⑤どちらともいえない
- ⑥その他

行政コストの削減・効率化への寄与（選択式）

：小さな拠点や地域運営組織の形成が、行政コストの削減・効率化に対してどの程度寄与しているか、以下のリストから選択してください。

- ①大いに寄与している
- ②やや寄与している
- ③あまり寄与していない
- ④まったく寄与していない
- ⑤どちらともいえない
- ⑥その他

備考（自由記述）

：小さな拠点や主な地域運営組織に関する補足的な情報がありましたら、記入してください。特にない場合は記入する必要はありません。

関連ホームページ（自由記述）

：小さな拠点や主な地域運営組織に関するホームページが開設されておりましたら、記入してください。市町村のホームページでも各地域が開設したホームページでも結構です。複数ある場合は、同一のセルに改行（Alt+Enter）して記入してください。特にない場合は記入する必要はありません。

以上、ご協力ありがとうございました。